

# 東京都道公共基準点管理保全要綱

平成16年 5月

東京都建設局道路管理部

# 目 次

1．目的		
第1条 目的	-----	1
2．定義		
第2条 定義	-----	1
3．管理の主体		
第3条 管理の主体	-----	1
4．公共基準点の使用		
第4条 使用の申請及び承認	-----	1
第5条 使用完了時の提出物	-----	2
5．公共基準点の保全		
第6条 工事施行の届出	-----	2
第7条 効用の確認	-----	2
第8条 一時撤去及び移転	-----	2
第9条 機能の回復	-----	3
第10条 機能の回復の施行者	-----	3
6．設置工事及び測量作業の基準		
第11条 設置工事及び測量作業	-----	3
第12条 費用負担	-----	4
7．その他		
第13条 その他	-----	4
別表・図・様式等	-----	5

# 東京都道公共基準点管理保全要綱

## 1. 目的

第1条 この要綱は、東京都建設局道路管理部及び、各建設事務所が管理する東京都道公共基準点（以下「公共基準点」という。）の使用方法及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

## 2. 定義

第2条 この要綱における公共基準点とは、測量法（昭和24年6月3日 法律第188号）の規定に基づき、東京都建設局道路管理部及び各建設事務所が設置した次の各号に掲げるものとする。

（1）2級公共基準点

（2）3級公共基準点

2 公共基準点の設置は、屋上埋設、地下埋設、コンクリート杭埋設、構造物上埋設として図1～4のとおりとし、金属標の構造は図5～6のとおりとする。

## 3. 管理の主体

第3条 公共基準点管理保全の所管は次のとおり区分する。

区 分	所 管 部 署	基準点管理者
2級公共基準点	道路管理部路政課	道路管理部長
3級公共基準点	各建設事務所管理課	各建設事務所長

表1 公共基準点管理保全の所管

## 4. 公共基準点の使用

（使用の申請及び承認）

第4条 公共基準点を使用して測量を実施しようとするものは、「東京都道公共基準点使用承認申請書」（様式 - 1）に測量箇所の案内図を付し、使用予定日の7日前までに基準点管理者に提出し、承認を受けなければならない。

2 基準点管理者は、申請者の使用内容に支障がないと認めたときは、「東京都道公共基準点使用承認書」（様式 - 2）により測量標及び成果の使用を承認する。

3 使用者は、「東京都道公共基準点使用方法」（別表 - 1）に基づき使用する。

4 屋上標の使用は所管部署及び公的機関の実施する測量を原則とし、その他やむを得ない場合は道路管理部路政課と協議する。

（使用完了時の提出物）

第5条 使用者が、公共基準点の使用を完了した時は「東京都道公共基準点使用報告書」（様式 - 3）に次の書類を付し基準点管理者に提出する。

- (1) 東京都道公共基準点使用日報（様式 - 4）
- (2) 新点の精度管理表の写し
- (3) 新点の成果表、網図の写し
- (4) 使用した公共基準点の現況写真

2 使用者は、測量箇所付近で工事が施行中の場合速やかに基準点管理者に報告する。また、公共基準点に異常を認めた場合は、「東京都道公共基準点異常報告書」（様式 - 5）により基準点管理者に報告する。

## 5. 公共基準点の保全

### （工事施行の届出）

第6条 都道上で掘削工事を施行しようとする占有企業者は、道路管理部路政課又は各建設事務所管理課備え付けの公共基準点配点図を閲覧し、現地調査を行う。公共基準点の効用に支障をきたすおそれがある場合、占有工事許可申請書等の写し及び公共基準点配点図に施行箇所を赤色で着色した図面を添付し、「東京都道公共基準点付近での工事施行届出書」（様式 - 6）（以下、「工事施行届出書」という。）を基準点管理者に提出しなければならない。

2 各建設事務所所管工事の工事施行者が、公共基準点の付近で、その効用に支障をきたすおそれのある工事等を施行する場合は、あらかじめ「工事施行届出書」を基準点管理者に提出しなければならない。

3 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 床付面から45°の線に公共基準点が入る掘削工事
- (2) 杭打ち及び杭抜き工事等、その振動が公共基準点に影響を及ぼすと判断される工事
- (3) 公共基準点付近での舗装工事
- (4) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事

4 事前に公共基準点の一時撤去又は移転の承認を申請し、又は協議をする場合は、「工事施行届出書」の提出は必要としない。

### （効用の確認）

第7条 第6条第1項及び第2項の工事等が完了した時は、公共基準点の効用に支障をきたさなかったかどうかを、「点検測量実施基準」（別表 - 2）により確認し、所管部署の検査を受けなければならない。

点検測量実施基準の許容範囲を超えた場合は第9条による。

### （一時撤去及び移転）

第8条 占有企業者等の工事施行者が、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ基準点管理者に、「東京都道公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書」（様式 - 7）を提出し、「東京都道公共基準点（一時撤去・移転）承認書」（様式 - 8）による承認を受けなければならない。

- 2 各建設事務所所管工事の工事施行者は、公共基準点を一時撤去又は移転する必要が生じた場合、基準点管理者に「東京都道公共基準点（一時撤去・移転）協議書」（様式 - 9）を提出しなければならない。
- 3 都道区域以外に設置されている公共基準点について、土地・建物所有者又は管理者の都合により公共基準点を撤去する必要が生じた場合は、建標承諾書又は使用許可書の条件に基づき、所管部署への通知で足りる。

（機能の回復）

- 第9条 工事施行者が、公共基準点を一時撤去又は移転、滅失、損壊等により、その効用に支障をきたした場合は、又は土地・建物所有者又は管理者による撤去の通知があった場合は、同一の構造により公共基準点を設置し、基準点成果を修正するものとする。
- 2 前項において、同一の構造による設置が不可能な場合は、所管部署と協議の上、構造を変更することができる。
  - 3 工事施行者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失、損壊した場合は、第10条を適用する。

（機能の回復の施行者）

第10条 公共基準点の設置工事は、原則として工事施行者が行うものとする。ただし、次の場合は所管部署で行う。

- （1）工事施行者による設置が困難な場合
  - （2）土地・建物所有者又は管理者から撤去の通知があった場合
  - （3）工事施行者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を滅失、損壊した場合で設置が困難な場合
- 2 公共基準点の測量作業（測量成果の修正）は、原則として所管部署が3年ごとに必要な設置工事を含め実施する。
- ただし、次の場合は工事施行者が行い、検査終了後に所管部署に引き継ぐものとする。
- （1）各建設事務所所管外の工事
  - （2）道路占用工事

## 6．設置工事及び測量作業の基準

（設置工事及び測量作業）

- 第11条 設置工事については、東京都建設局土木工事標準仕様書及び土木工事施工管理基準による。なお、構造は図1～6による。
- 2 公共基準点の基準点番号は所管部署の指示による。
  - 3 工事施行者は、材料の品質及び施工管理状況を所管部署に報告しなければならない。
  - 4 設置工事完了時には、工事施行者は基準点管理者に対し、「東京都道公共基準点設置工事完了報告書」（様式 - 10）を提出し、検査を受ける。
  - 5 測量作業については測量委託標準仕様書及び公共測量作業規程（東京都）により行う。測量成果は社団法人日本測量協会測量技術センター等高度な技術水準を持つ第三者機関の検定を受

けなければならない。検定後に基準点管理者に「東京都道公共基準点測量完了報告書」（様式 - 10）を提出し、検査を受ける。

（費用負担）

第12条 公共基準点の設置工事及び測量作業に要する費用の負担は下表のとおりとする。

区 分	設置工事	測量作業
各建設事務所所管の工事	費用を負担する	費用を負担しない
各建設事務所所管外の工事	費用を負担する	費用を負担する
占有企業者		
土地・建物所有者又は管理者	費用を負担しない	費用を負担しない

表2 公共基準点設置及び測量に要する費用負担

## 7. その他

第13条 この要綱により難しい場合、または定めのない事項についての取り扱いは、その都度、道路管理部長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成16年5月7日から施行する。

## 別表・図・様式 目次

別表 - 1	東京都道公共基準点使用方法	-----	6
別表 - 2	点検測量実施基準	-----	7
図 - 1	2級基準点標設置工標準構造図（屋上埋標）	-----	8
図 - 2	2、3級基準点標設置工標準構造図（地下埋設）	-----	9
図 - 3	3級基準点設置工標準構造図（コンクリート杭埋設）	-----	11
図 - 4	3級基準点設置工標準構造図（構造物上埋標）	-----	12
図 - 5	屋上点金属標構造図	-----	13
図 - 6	地上点金属標構造図	-----	14
様式 - 1	東京都道公共基準点使用承認申請書	-----	15
様式 - 2	東京都道公共基準点使用承認書	-----	16
様式 - 3	東京都道公共基準点使用報告書	-----	17
様式 - 4	東京都道公共基準点使用日報	-----	18
様式 - 5	東京都道公共基準点現況報告書	-----	19
様式 - 6	東京都道公共基準点付近での工事施行届出書	-----	20
様式 - 7	東京都道公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書	-----	21
様式 - 8	東京都道公共基準点（一時撤去・移転）承認書	-----	22
様式 - 9	東京都道公共基準点（一時撤去・移転）協議書	-----	23
様式 - 10	東京都道公共基準点（設置工事・測量）完了報告書	-----	24

## 東京都道公共基準点使用方法

- 1．作業者は、立ち入る施設の管理者に計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先等を記した依頼文書を提出し協力を求めること。また事前に立ち入る施設の管理者に連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2．施設内への立ち入りは、日曜祝祭日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3．作業者は、使用時には使用承認書を常時携帯し、作業目的を明示した腕章をすること。
- 4．マンホールの開閉は、専用の開栓器を使用すること。蓋を閉める際は、蓋受けの土砂を清掃し、蓋が浮かないよう確認すること。一時的に基準点から離れる場合はその都度蓋を閉じること。
- 5．基準点本体、立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原型復旧すること。
- 6．作業者は、測量標及びその周辺に異常を認めた場合や、測量標付近に工事の予定が有る場合はすみやかに基準点管理者に連絡すること。
- 7．作業者は、測量標の使用を完了した時は、基準点使用報告書として、次の書類を添付し基準点管理者に提出すること。
  - ( 1 ) 東京都道公共基準点使用日報
  - ( 2 ) 新点の精度管理表の写し
  - ( 3 ) 成果表、網図の写し
  - ( 4 ) 使用した公共基準点の現況写真
  - ( 5 ) 東京都道公共基準点異常報告書 ( 公共基準点に異常を認めた場合 )



## 点検測量実施基準

第7条の効用の確認のための基準は以下のとおりとする。

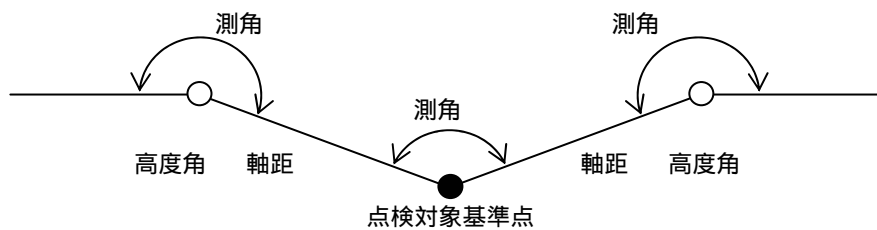
### 1. 主な使用機器

- (1) トランシット      2級 10秒読み以上
- (2) 光波測距儀      ± ( 5mm + 5ppm D ) 以上    Dは測定距離
- (3) 水準等              2級

### 2. 観測回数と許容誤差

区 分	観測回数	許容誤差
水平角	2対回 ( 0° 90° )	倍角差30 以内、観測差20 以内
高度角	1対回	高度定数の較差20 以内
測 距	2セット	セット内の較差20mm以内、セット間の較差20mm以内

### 3. 観測箇所



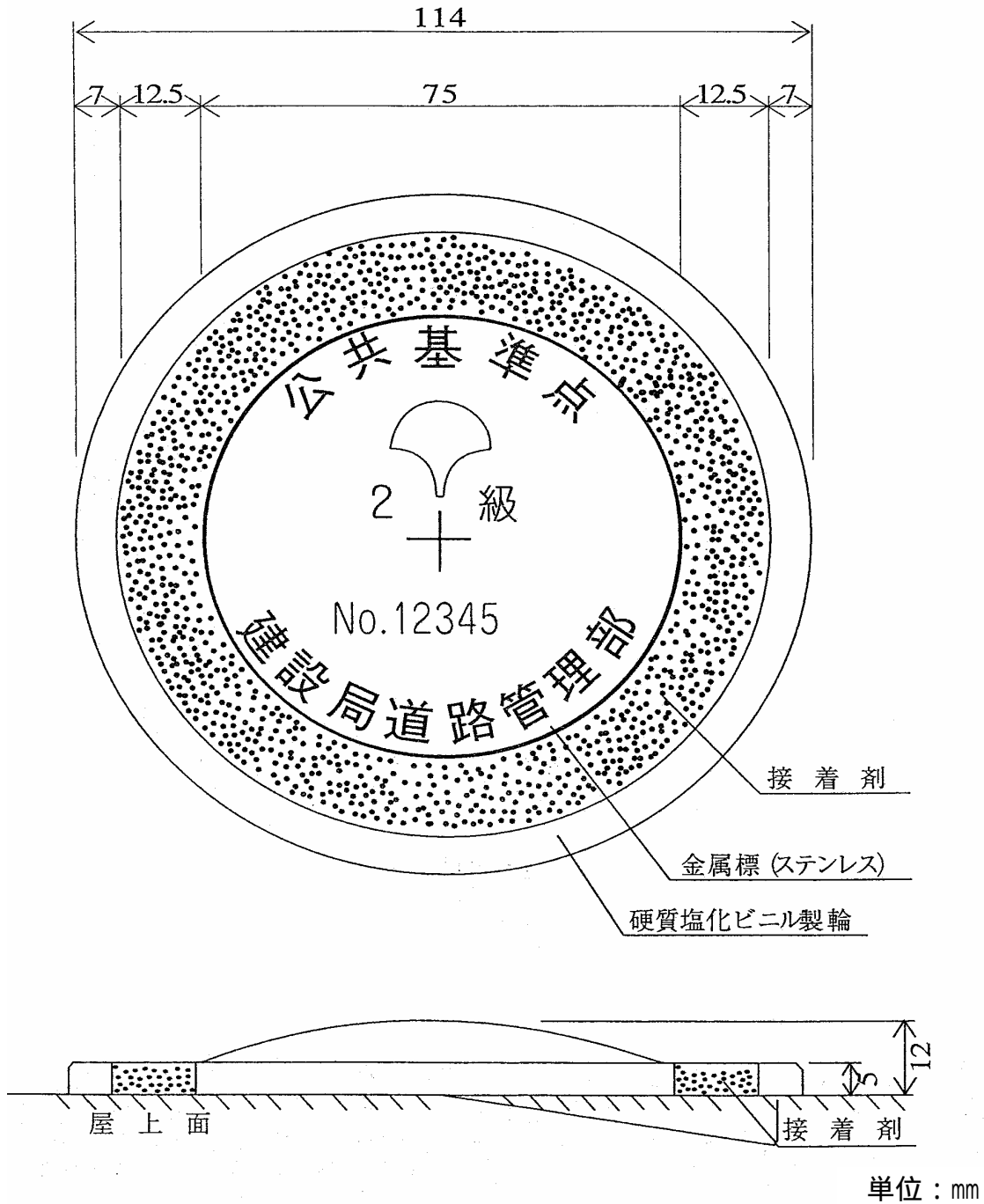
### 4. 合否の判定

以上の測量結果の数値と、点検対象とする基準点設置時の観測記簿の数値を比較し次の許容範囲により合否を判定する。

区 分	許容範囲
距 離	5mm以内
方向角	5 以内
高度角	5 以内

## 2級基準点標設置工標準構造図

(屋上埋設)



材料表

(100箇所当り)

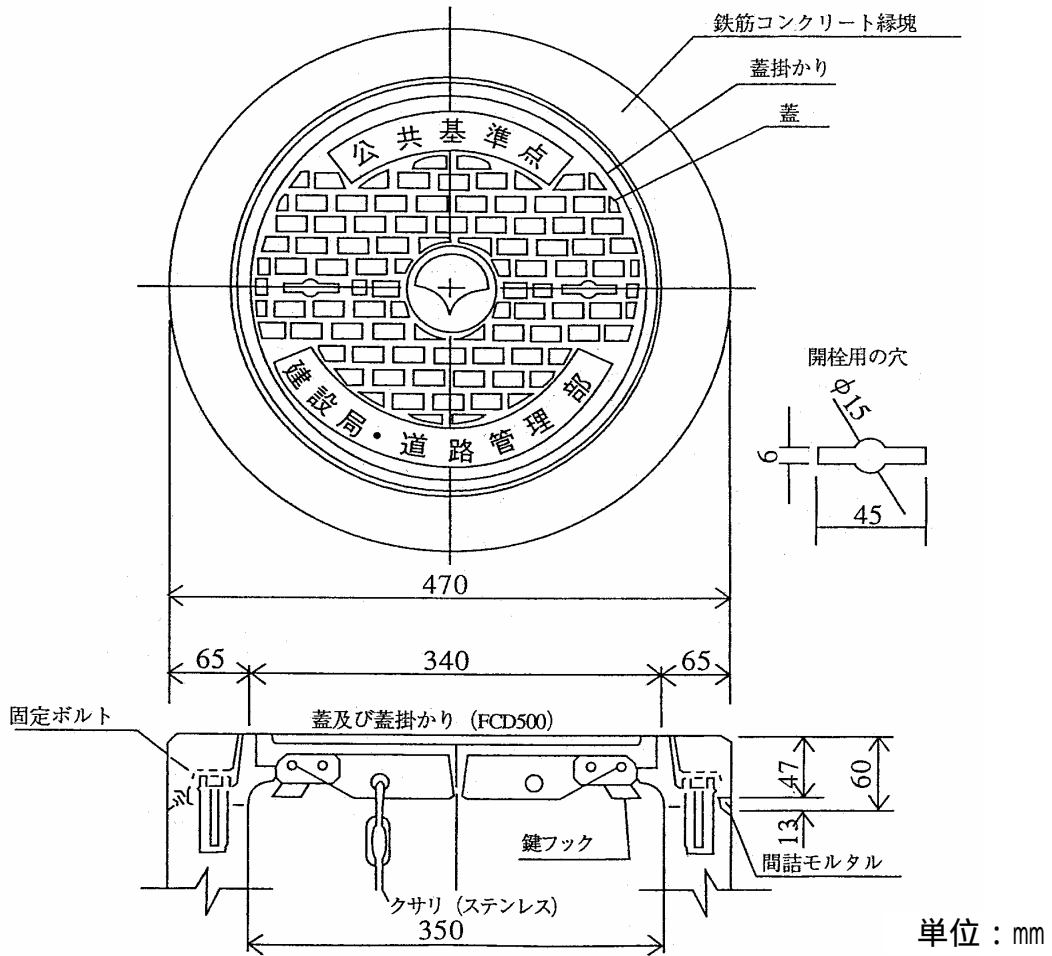
品名	形状・寸法	単位	数量
金属標	柄無 SUS 75	個	100.0
接着剤	320ml セット	組	14.3
硬質塩化ビニル製輪	外径 114	個	100.0

## 2、3級基準点標設置工標準構造図

(地下埋設)

(その1)

### 蓋 構 造 図



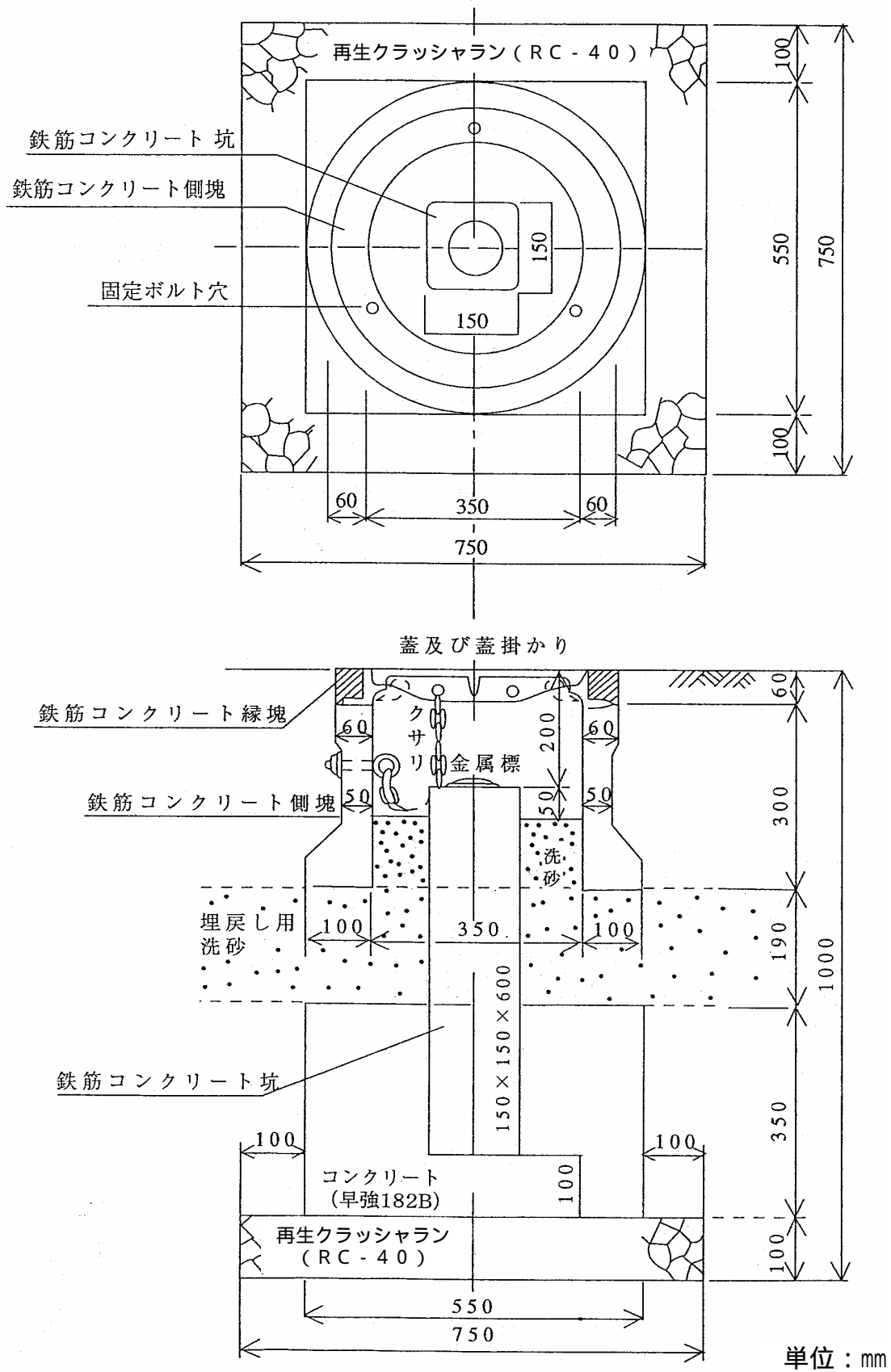
単位：mm

#### 材料表

(100箇所当り)

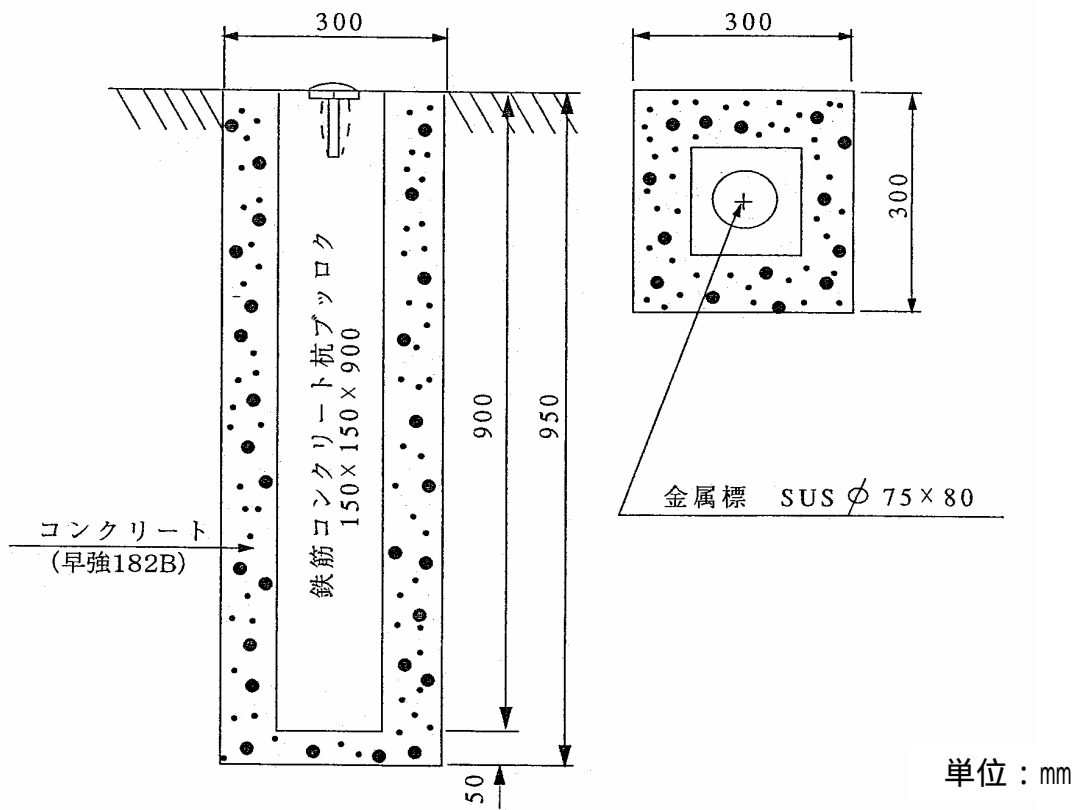
品名	形状・寸法	単位	数量
金属標	SUS 75×80	個	100.0
接着剤	320ml セット	組	16.7
鉄筋コンクリート杭	150×150×600	本	100.0
鉄筋コンクリート側塊		個	100.0
鉄筋コンクリート縁塊		"	100.0
蓋及び蓋掛かり		"	100.0
再生クラッシュラン	RC-40	m <sup>3</sup>	6.8
コンクリート	早強182B	"	10.0
洗砂		"	17.4
型枠用合板	90×180 t=12	枚	75.0

(その2)



### 3級基準点標設置工標準構造図

(コンクリート杭埋設)



単位：mm

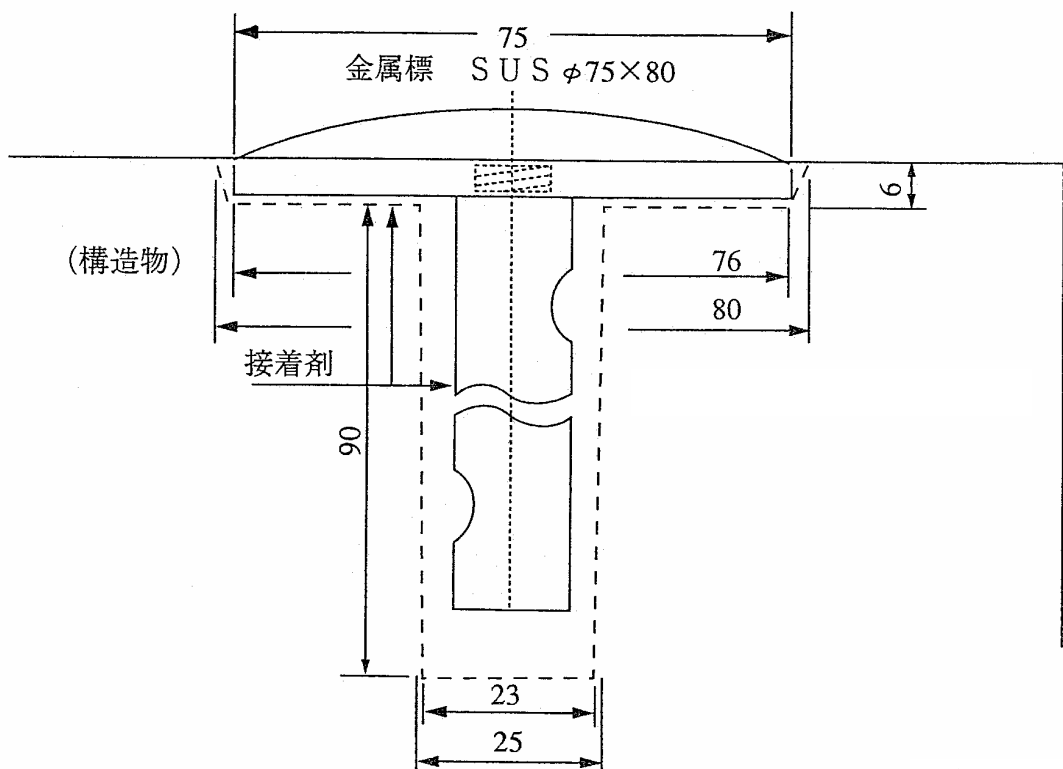
**材料表**

(100箇所当り)

品名	形状・寸法	単位	数量
金属標	SUS 75×80	個	100.0
接着剤	320ml セット	組	16.7
鉄筋コンクリート杭	150×150×900	本	100.0
コンクリート	早強182B	m <sup>3</sup>	6.5

### 3 級基準点標設置工標準構造図

( 構造物上埋設 )



単位：mm

#### 材料表

(100箇所当り)

品名	形状・寸法	単位	数量
金属標	SUS 75×80	個	100.0
接着剤	320ml セット	組	16.7

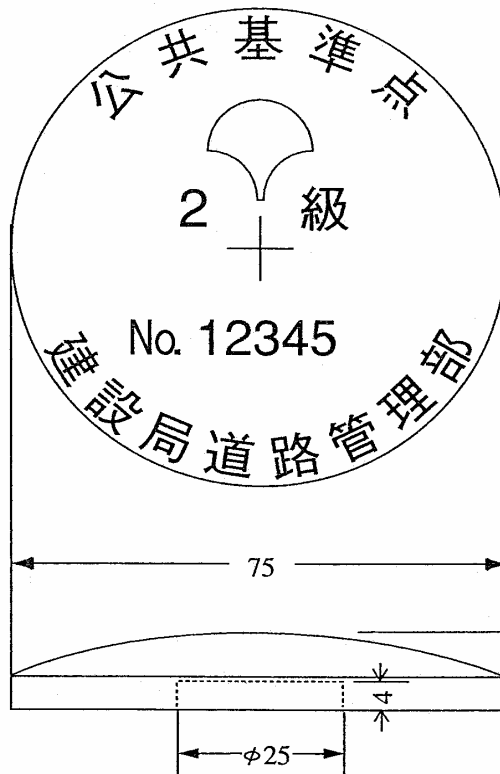
# 屋上点金属標構造図

(ステンレス SUS303)

※十字  
大きさ：10mm×10mm  
線幅：0.5mm線彫り  
色：黒色

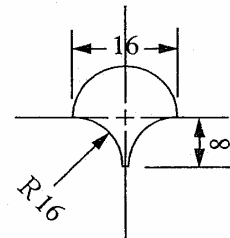
※文字  
公共基準点・2級  
建設局道路管理部  
大きさ：8mm角  
色：黒色

※番号 (No.12345)  
高さ：6mm  
色：黒色



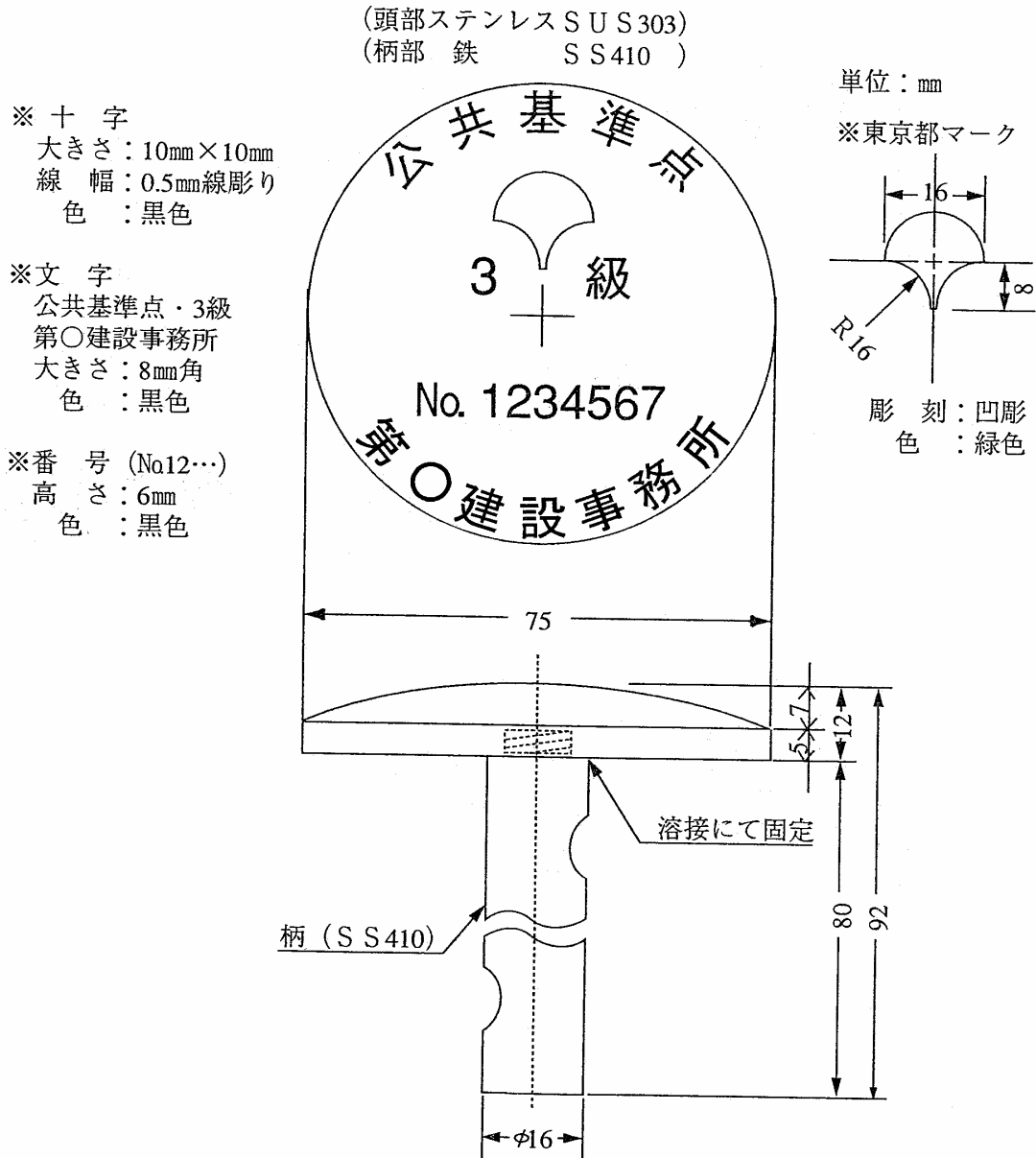
単位：mm

※東京都マーク



彫刻：凹彫  
色：緑色

# 地上点金属標構造図





## 東京都道公共基準点使用承認申請書

平成 年 月 日

(公共基準点管理者) 殿

住 所  
申請者  
氏 名 印

公共基準点の使用について下記のとおり申請します。

使 用 目 的			
使 用 期 間	平成	年	月 日から平成 年 月 日まで( 日間)
測 量 地 域			
使用基準点番号			
測 量 の 種 類 方 法			
測 量 計 画 者	名 称		
	委 託 件 名		
	担 当 者 名		
	所 在 地		
	連 絡 先	電話 ( )	内線
測 量 作 業 者	名 称		
	作 業 責 任 者		
	連 絡 先	電話 ( )	内線

## 東京都道公共基準点使用承認書

(申請者) 殿

公共基準点の使用について下記のとおり承認する。  
 なお、別紙「東京都道公共基準点使用方法」を厳守のこと。

使 用 目 的			
使 用 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで( 日間)		
使用基準点番号 及 び 名 称			
測 量 作 業 者			
<p style="text-align: center;">承認条件</p> <p style="margin-left: 40px;">1. 別紙「東京都道公共基準点使用方法」を厳守のこと。                      1. 施設の立ち入りの具体的方法は基準点担当者の指示によること。</p> <p style="margin-left: 40px;">(文 書 番 号)                      平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">(公共基準点管理者)</p> <p style="text-align: right;">印</p>			
担 当 者 連 絡 先	担当者所属氏名	電話	

## 東京都道公共基準点使用報告書

平成 年 月 日

(公共基準点管理者) 殿

住 所  
申請者  
氏 名 印

基準点の使用結果を別添のとおり報告します。

- 1．東京都道公共基準点使用日報
- 2．新点の精度管理表の写し
- 3．成果表、網図の写
- 4．使用した公共基準点の現況写真
- 5．東京都道公共基準点異常報告書（公共基準点に異常を認めた場合）

使 用 目 的			
使 用 期 間	平成	年	月 日から平成 年 月 日まで( 日間)
使用基準点番号			
測 量 作 業 者	名 称		
	作 業 責 任 者		
	連 絡 先	電話 ( )	内線

### 東京都道公共基準点使用日報

使用点番号 及び名称	使用日時				備考
	月日 時～時	月日 時～時	月日 時～時	月日 時～時	

## 東京都道公共基準点異常報告書

平成 年 月 日

(公共基準点管理者) 殿

住 所  
申請者  
氏 名 印

下記基準点に異常が認められたので報告します。

使用点番号 及び名称	所 在 地	故 障 の 程 度	故 障 の 理 由	調 査 年 月 日

写真貼付のこと

## 東京都道公共基準点付近での工事施行届出書

平成 年 月 日

(公共基準点管理者) 殿

住 所

名 称

印

申請者

担 当 者

電 話

公共基準点付近での工事施行について、次のとおり届出ます。

公 共 基 準 点 番 号			
工 事 件 名			
路 線 名			
工 事 場 所	東 京 都	区	町 丁目 番地先
工 事 概 要			
工 事 期 間	平 成	年 月 日	から平成 年 月 日まで
工 事 請 負 業 者	住 所		
	会 社 名		
	担 当 者 名		
	連 絡 先	電 話 ( )	内 線
添 付 図	位 置 図、断 面 図、平 面 図、引 照 点 図		

## 東京都道公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書

平成 年 月 日

（公共基準点管理者） 殿

住 所

名 称

印

申請者

担 当 者

電 話

下記により公共基準点の一時撤去・移転についての承認を申請します。

公 共 基 準 点 番 号			
工 事 件 名			
路 線 名			
工 事 場 所	東京 都	区	町 丁目 番地先
一 時 撤 去 ・ 移 転 理 由			
同 上 工 事 期 間	平成 年 月 日	から	平成 年 月 日 まで
工 事 請 負 業 者	住 所		
	会 社 名		
	担 当 者 名		
	連 絡 先	電話 ( )	内線
添 付 図	位置図、断面図、平面図（移転計画図を含む）		

占有企業者の場合は、道路占有及び掘削工事施行許可申請の写しを添付すること。

## 東京都道公共基準点（一時撤去・移転）承認書

（文 書 番 号）

平成 年 月 日

（申請者） 殿

（公共基準点管理者）

印

公共基準点の一時撤去・移転について下記のとおり承認する。

対 象 と な る 公 共 基 準 点 番 号	
工 事 件 名	
路 線 名	
工 事 場 所	東京都 区 町 丁目 番地先
一 時 撤 去 ・ 移 転 完 了 期 限	平成 年 月 日まで
移 転 し た 公 共 基 準 点 番 号	

公共基準点設置の際は、基準点管理者の指示に従うこと。

その他疑義が生じた場合は、基準点管理者と協議しその指示に従うこと。



## 東京都道公共基準点（一時撤去・移転）協議書

平成 年 月 日

（公共基準点管理者） 殿

所 属

局所管の工事施行者 担当者

印

連 絡 先

公共基準点の一時撤去・移転について下記のとおり協議します。

対 象 と な る 公 共 基 準 点 番 号	
工 事 件 名	
路 線 名	
工 事 場 所	東京都 区 町 丁目 番地先
一 時 撤 去 ・ 移 転 理 由	
協議事項	
（移転先）	

## 東京都道公共基準点（設置工事・測量）完了報告書

平成 年 月 日

（公共基準点管理者） 殿

住 所

名 称

印

工事施行者

担 当 者

電 話

公共基準点の（設置工事）・（測量）は次のとおり完了しましたので引継ぎます。

対 象 と な る 公 共 基 準 点 番 号			
路 線 名			
完 了 年 月 日			
工 事 場 所	東京都	区	町 丁目 番地先
請 負 会 社	住 所		
	会 社 名		
引 継 成 果 品			